

第7回

放射性物質汚染対処特措法 施行状況検討会

平成29年10月12日（木）

午後1時00分 開会

○和田総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます環境省環境再生・資源循環局総務課長の和田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、議事に先立ちまして、事務局を代表いたしまして、環境再生・資源循環局長の縄田よりご挨拶申し上げます。

○縄田環境再生・資源循環局長 環境再生・資源循環局長の縄田でございます。本日は、委員の皆様方、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本検討会におきましては、平成27年に一度施行状況を点検いただきまして、その折に、除染の実施計画終了の時期に、再度、改めて進捗状況を点検すべきだというご指摘を賜りました。今年の7月に、前回でございますけれども、主に除染関係についてご議論いただきましたところでございます。

今日は、これに引き続きまして、復興の一翼を担う事業として進めております中間貯蔵施設、それから汚染廃棄物の処理、これについて進捗状況をご報告させていただきまして、この点についてご議論いただくこととしております。先生方におかれましては、全般的に点検・検証をしっかりといただきまして、制度の見直しの要否も含めまして、幅広くご議論いただければというふうに考えております。

私ども、この検討会のご意見を踏まえ、施策に最大限生かしまして、震災復興からの加速、これに向けて全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いたします。

○和田総務課長 次に、委員の出席状況でございますけれども、本日は、浅野座長、それから崎田委員がご欠席となっております。ご承知おき下さい。それから、大塚委員につきましては、もう間もなく到着ということでお聞きしておりますので、あわせてご承知おき下さい。

本検討会の議事運営につきましては、これまで浅野座長にお願いしてきたところでございますけれども、本日は急遽ご欠席ということでご連絡を受けておりますので、本検討会の設置要綱の規定に基づきまして、浅野座長から事前にご指名をいただいております、岡田委員に座長の職務を代行いただくということと考えてございますので、あわせてご承

知おきをいただければと思います。なお、既に岡田座長代理につきましては、座長の席にご着席いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、続きまして、事務方の紹介でございます。

局長のほうから既にご挨拶ありましたので、その後ということで、次長の山本でございます。

○山本環境再生・資源循環局次長 よろしくお願いたします。

○和田総務課長 審議官の室石です。

○室石大臣官房審議官 よろしくお願いたします。

○和田総務課長 それから、同じく審議官の近藤です。

それから、あとは以降、時計回りにご紹介をいただければと思います。土居所長のほうから順にお願いいたします。

○土居福島地方環境事務所長 福島事務所の土居でございます。

○神谷環境再生事業担当参事官 参事官の神谷でございます。

○植田特定廃棄物対策担当参事官 同じく参事官の植田でございます。

○西村環境再生施設整備担当参事官 参事官の西村でございます。

○瀬川廃棄物適正処理推進課長 廃棄物適正処理推進課長の瀬川です。どうぞよろしくお願いいたします。

○黒川放射線物質汚染廃棄物対策室長 指定廃棄物を担当しております黒川です。よろしくお願いいたします。

○中野東北地方環境事務所保全統括官 東北事務所の中野と申します。よろしくお願いいたします。

○豊住関東地方環境事務所次長 関東事務所の豊住と申します。よろしくお願いいたします。

○和田総務課長 以上でございます。

引き続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思ひます。資料の一覧にございますように、資料1から資料5まで置かせていただいております。資料の不足などがございましたら、事務局までお申しつけいただければと思ひます。

本検討会の資料につきましては、原則、全て公開とさせていただきたいと思ひます。また、本検討会終了後に、発言者名を示した議事録を作成いたしまして、委員の皆様方にご確認をいただき、了解をいただいた上で公開をさせていただきたいと考えております。

また、カメラの撮影はここまでとさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願
いいたします。

それでは、以降の進行につきましては、岡田座長代理にお願いしたいと思います。どう
ぞよろしくお願いいたします。

○岡田座長代理 はい、かしこまりました。

ご紹介いただきました岡田でございます。先ほど事務局からお話ございましたように、
浅野先生が急遽ご欠席ということになりましたので、座長の代理を務めさせていただきます。
よろしくお願いいたします。

それでは、本日一つ目の議題でございます。平成27年度取りまとめ以降の法律の施行状
況について（中間貯蔵関連）に入りたいと思います。

では、事務局からご説明をお願いいたします。

○西村環境再生施設整備担当参事官 それでは、お手元の資料1に基づき、中間貯蔵施設
の現状についてご説明致します。

1 ページ目でございます。除染を行ったことにより、除染に伴う土壌ですとか、廃棄物
が大量に発生して、福島県内各地に仮置きをされているという状況で、これにつきまして、
中間貯蔵施設に搬入をするということでございます。中間貯蔵施設に貯蔵するものは、ま
ず第一に、今、仮置場等に保管されている除染に伴う土壌や廃棄物。加えて、10万Bq/kg
を超える放射能濃度の焼却灰等でございます。発生した土壌の量につきましては、約1,60
0万～約2,200万 m^3 というふうに数年前に推計されておまして、現状、まだ除染は続いて
おりますので、確定した数字はございませんが、この幅におさまってきそうな感じになっ
ております。

次に、2 ページ以降、中間貯蔵施設についての全体的な見通しについてご紹介をさせ
ていただきたいと思います。昨年3月27日に今後5年間の中間貯蔵事業について、次のよ
うに見通しを立てているところでございます。一番のポイントは、いつまでにどれだけ運
べるのかというところでございますが、「復興・創生期間」の最終年である2020年、平成
32年度までに、500万 m^3 ～1,250万 m^3 程度の除染土壌等を搬入できる見通しとしているとこ
ろでございます。こういったところに我々が着目しているかという点と少なくとも身近な場
所にある除染土壌等に相当するような量は搬入をしたいということで、具体的には住宅で
すとか学校のそばのものについての現場保管量が約180万 m^3 程度あるという数字でござい
ます。それから、②のところ、幹線道路沿いにある除染土壌等に相当する量、これも運ん

でいきたいということで、道路沿いに黒い袋に入った除染土壌等の仮置場が目立つという声が非常に大きいので、そういったものをできるだけ片づけていきたいというようなことで、こういったものの道路沿いの除染土壌等が約300万～500万 m^3 ぐらいあると推計をされておりまして、上にありました500万～1,250万 m^3 というのは、かなり幅がございませうけれども、この①とか②のようなところに相当するような量を運んでいけるような見通しを立てているという趣旨です。

次に、3ページをご覧くださいと思います。今申し上げた500万～1,250万 m^3 という数字が、このページの真ん中ぐらいの輸送量という縦軸をご覧くださいと思います。これは平成28年3月に作っておりますので、27年度は実績がもともと入っていたものでございませうけれども、27年度はパイロット輸送と称しまして5万 m^3 程度輸送をしております。28年度は、それに加えて15万 m^3 を運んで、20万 m^3 程度運びたいという目標をこの時点で作っております。29年度以降、幅がある見通しを立てていて、最大で1,250万 m^3 程度という形になっています。この輸送量に関わってくるのが、用地が取得できるかどうかというところがございます。さらには、用地を確保したところに施設を整備して、施設を整備した上で輸送してくるということで、この表の一番左側に、30年度に大熊IC整備完了（目標）、あるいは31年度に双葉IC整備完了（目標）といった形で、輸送のインフラ整備についても、用地の取得ですとか中間貯蔵施設の整備に加えて、視野に入れて進めているところです。

この表を見やすく図にしたのが4ページのグラフでございます。この4ページのグラフには実績も書き込ませていただいております。27年度は4.5万 m^3 程度と、28年度は見通しでは15万 m^3 としておりましたが、それを超えて18.4万 m^3 程度輸送をしております。29年度は、先ほどのページの見通しの最大限である50万 m^3 程度という目標を立てて、今、この輸送に取り組んでいるところがございます。30年度、31年度、まだ幅がございませうけれども、これらについても一定のタイミングで、この幅の中のどの辺りに、具体的な来年度の事業目標、再来年度の事業目標を置くのかということを決めて、進めていきたいと考えているところがございます。

おめくりいただければと思います。全体計画をご紹介いたしましたけれども、分解しますと、用地を取得して、施設を整備して、輸送をするという、大きく三つに分かれますので、それぞれごとに状況をご説明してまいりたいと思います。

5ページは、用地の取得の状況のグラフでございます。ブルーの上半分がご契約いただ

いた人数でございます。オレンジの下のほうが、ご契約いただいた面積でございます。平成27年3月からスタートいたしまして、やはり最初の1年余りは、さまざまな調査ですとか準備もございましたので、なかなか契約が伸びていなかったところですが、グラフの真ん中ぐらいから実績が上がってきているのがご覧いただけだと思いますが、今年の7月から、ご契約の人数で言うと、月に50人～70人ぐらい、ご契約の面積でいっても毎月30～40haという形で、一定のペースで、かなりハイペースでご契約をいただけているというふうに考えておまして、これを継続していきたいと思っております。

この結果、今どこまで来ているかというのが6ページの表でございます。全体の面積が左肩に書いてございますが、1,600haでございます。このうち民有地が1,270ha、約8割、町有地等の公有地が約330haということで、2割強でございます。民有地1,270haのうち、赤で囲った契約済みというのがございますが、先月の9月末時点で624haご契約いただけたということで、ちょうど半分ぐらい、民有地についてはご契約をいただけているということでございます。パーセンテージは全体の面積に対して39%と書いてございますが、民有地に対しますと大体半分ぐらいということになっております。また、人数でいきましても、この1,600haについて、登記簿上の人数が2,360人なんですけれども、契約人数が1,139人ということで、こちらも半分程度になってきているところでございます。公有地のほうは、例えば町有地を国に譲っていただくというような契約はまだ進んでおりませんが、実質的にお貸しいただいて、いろいろな施設整備等で使わせていただいているところが既にあります。

おめぐりいただきまして、7ページは、やや細かいことですので、説明は割愛をさせていただきます。

今申しましたように、用地のほうはかなり取得できておりますので、そこの用地で施設整備を進めているところでございます。

8ページでございます。昨年度、28年度に中間貯蔵の土壌貯蔵施設等工事【第1期】ということで発注をして、整備を進めてきたところでございます。大熊工区、双葉工区というふうに呼んでおりますけれども、それぞれに、概要というところを書いてございますが、受入・分別施設という、黒い袋をダンプで運んできて、その袋を受け入れて異物を取り除いたりするような施設、それから、異物を取り除いた後の土を貯蔵する土壌貯蔵施設と、大きく言うと、この二つのタイプの施設になります。この受入・分別施設、土壌貯蔵施設をそれぞれ大熊工区、双葉工区に1セットずつ、28年度から整備を進めてきております。

受入・分別施設については、後ほど申しますが、既に完成して試運転をしております、土壌貯蔵施設が今整備の最終盤に差しかかっているところでございます。これに加えて、29年度、【第2期】というのが表の右側に書いてございますけれども、第1期に加えまして、第2期、大熊1から3工区、双葉1から2工区というふうにしております。さらに受入・分別施設と土壌貯蔵施設を5セット整備をしていこうということで、発注をして、既に事業者も決まっております、この表の下のスケジュールというところに、「今後、確保済み用地にて着工予定」と書いてございますが、用地の準備ができたところから、順次、もう着工をしているところでございます。

これを具体的に地図にしましたのが、おめくりいただきまして、9ページでございます。ちょっとすみません、見づらくて恐縮なんですけれども、ページの左側が北でございます。ページの右側が南になります。ページの真ん中ら辺の上に、へこんでいるところが福島第一原発でございます、福島第一原発を取り囲む、ドーナツの半分のような敷地を中間貯蔵施設の予定地とさせていただいているところでございます。表の左の北側のほうが双葉町、南のほうが大熊町ということで、両町にまたがって施設整備を進めさせていただいているところでございます。先ほどご紹介しました28年度の第1期が、このブルーで表示されているものでございます。表の左のほうに、双葉工区の土壌貯蔵施設、受入・分別施設と、それぞれ星を2つ付けてございますけれども、これが第1期の双葉工区と。右のほうに、もう一つブルーのセットがありますけれども、これが大熊工区のほうの第1期のセットでございます。これに加えまして、赤いセットが5セットございますけれども、双葉で2セット、大熊のほうで3セット、順次、今着工をしているところでございます。これに加えまして、緑で表示されているものが幾つかございますけれども、除染で出てきた可燃物については焼却をする必要がございますので、焼却施設を整備しております。右側のほうにありますのが、大熊町のほうの焼却施設ということで、こちらは中間貯蔵施設の焼却施設という以前に、大熊町の災害で発生したさまざまな廃棄物を焼却していくということで整備し、去年の9月に着工して、年内に完成をする予定でございます。また、真ん中ら辺の緑色のところ、双葉町のほうにも減容化施設を整備するということになっておりまして、これは今年度内に着工をしたいということで、今準備を進めているところでございます。

今、地図上で申しましたが、具体的なイメージということで、10ページのほうをご覧くださいただければと思います。さっき地図で、ブルーで表示していたところですけども、大熊

工区のほうの第1期の整備状況ということで、写真が2枚ございますが、左側が受入・分別施設の内部でございます。内部は結構広いんですけども、その中でも、ダンプからおろした袋をベルトコンベアに載せて、袋を破いて土を出すといったあたりの写真を載せております。右側のほうが、そうやって異物を取り除いた土を最後搬入する土壌貯蔵施設の整備の状況の写真でございます。受入・分別施設のほうは8月から試運転を開始しております。近々、土壌貯蔵施設への貯蔵を開始したいというふうに考えているところでございます。

おめぐりいただきますと、同じようなものですが、双葉工区の第1期の整備状況の写真を載せております。こちら、左の写真は、全景がある程度ご覧いただけるようになっておりますけれども、こちらも同じようにダンプカーで黒い袋を施設に持ち込みまして、このラインに乗せて、袋を破いて、このラインをくぐり抜ける中でいろんな異物を取り除かれていくというような仕組みになっております。右側は、土壌貯蔵施設の伐採とか造成をしている様子でございます。こちら、左側の受入・分別施設は、6月から試運転を開始しております。こちらも近いうちに土壌貯蔵施設への貯蔵を開始したいというふうに考えております。

以上、施設の整備についてご説明しました。

次に、輸送の状況でございます。輸送は、冒頭の全体計画のところでも申しましたけれども、昨年度までに約23万 m^3 を輸送済みでございまして、今年度は50万 m^3 程度を輸送する予定になってございます。50万 m^3 程度のうち、9月末までに20万 m^3 運んでおります。残りの半年で30万 m^3 を運ぶという計画で、日々、安全な輸送に努めているところでございます。

それから、次のページをおめぐりいただきまして、13ページでございます。全体で1,000万 m^3 を超える除染土壌等があるわけでございます。その中で、まずは去年までで20数万 m^3 ということで、全体からすると小さな量のように見えるんですけども、実は、この福島県の市町村図なんですけど、色がついているところに除染土壌等があったわけなんですけれども、既に色がついているところのうちブルー系の色が塗ってあるところについては搬出が終了しております。52の市町村に色がついておりますけれども、27年度・28年度の輸送で19市町村からは搬出が完了しております。今年度は、黄色で塗ってある33市町村からの輸送を進めているという状況でございます。

以上、中間貯蔵施設の全体計画と用地の取得、施設整備、それから輸送の状況について、ご説明をさせていただきました。

次に、14ページ以降、中間貯蔵施設という名前でございますので、中間貯蔵施設では、貯蔵開始後30年以内に県外で最終処分をするということになっておりますので、そちらの検討状況についてご説明をさせていただきたいと思っております。

こちら、図がございまして、ステップ1～ステップ8と書いてございますけれども、まずは放射能の物理的な減衰を踏まえつつ、幅広く情報収集をしながら、研究・技術開発、減容化・再生資源化、こういった可能性を検討して、その上で、具体的に最終処分をする量がどれぐらいになるのかということを見極めた上で、最終処分地の検討等に入っていくという考え方を、平成26年7月の段階で、このように示させていただいております。

その上で、おめくりいただきまして、15ページでございます。こちらは平成28年4月に公表させていただいたものでございまして、前のページの考え方に基きまして、除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略というものを公表させていただいているところでございます。こちらの考え方は先ほど申し上げたとおりでございまして、これは横軸が時間の流れになっておるんですけれども、中間目標（平成30年度）、戦略目標（平成36年度）といった文字がございまして、一番上のブルーのところにありますように、当面、まずは減容化ですとか、あるいは再生利用についての技術開発ですとか、実証を進めていくというふうに考えております。減容化ですとか再生利用が進むことで、最終処分する量が、紫の棒グラフがだんだん減っていったような図になっておりますけれども、最終処分しなければいけない量が減り、逆に再生利用する量が増えていくというような考え方でございます。この戦略目標の期間ごろまでは、さまざまな技術の開発ですとか実証を進めまして、その上で最終処分についての検討を進めていくというような考え方でございます。また、下のオレンジのところでございますように、こうしたことを進めるに当たりましては、国民的なご理解をいただくことが非常に重要ということで、そういった点についての検討も進めさせていただいているところでございます。

次に16ページですが、では、具体的にどのような取組を行っているのかということで、1番にやっております実証事業について、ご紹介をさせていただきたいと思っております。南相馬市における実証事業の概要というふうにさせていただいておりますが、福島県南相馬市に、除染土壌等を置いてある仮置場があるんですけれども、その仮置場の中で、再生資材化実証試験及び試験盛土というものをやっております。簡単に言いますと、仮置場の中に人工の丘みたいなものをつくりまして、その丘の中心の部分に除染土壌を入れて、その周りを除染土壌ではない土で遮蔽をして、その上で、さまざまなモニタリング等を行いまし

て、安全性等を確認するといったような実証事業を進めているところでございます。こういった結果を発信することで、再生利用についての安全性を確認し、また、安心していただけるものであるということをお伝えしていきたいというふうに考えているところでございます。

ご説明は以上でございます。

○岡田座長代理 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、ご質問、ご意見等がございましたら、浅野流で名札を立てていただければと思います。

じゃあ、向こうから。森委員のほうから、どうぞ。

○森委員 ありがとうございます。1点だけご質問したいと思います。

14ページ及び15ページのところでございますけれども、30年以内に県外処分という、期間を課せられた事業ということで、ナショナルプロジェクトとして行うにしても、とても難しい事業だと私自身理解してございます。それで、それを実行するには、いわゆるプロジェクトマネジメントというのがとても重要になるんじゃないかと、こんなふうに思いまして、そうすると、例えば14ページには大体の30年以内に処分ができる姿が書かれておりますが、15ページですと、その第一幕としての技術開発のところが書かれているということでございまして、もうそろそろ、やはり30年という期間を、プロジェクトをマネジメントしていくということになれば、30年を、全体を見通した工程といたしますか、もちろん事業を行っていく中において、見直しというのは当然発生するだろうと。これは当然のことだと思えますけれども、全体を、30年間を見据えた工程というのは、そろそろおつくりになるのかどうか、その辺りについてお聞きしたいと思います。

以上です。

○岡田座長代理 どうぞ。

○神谷環境再生事業担当参事官 ありがとうございます。

30年以内の最終処分に向けた全体工程をというご指摘でございます。今あるものがどうかといいますと、14ページ、26年7月の8つのステップでもっての事業を進めるということが一つと、それから、当面の10年間の技術開発のイメージとしての15ページの技術開発戦略と、この2本があるということでございます。それで、今、一番力を入れておりますのが、減容技術の開発を行い、その手法を確立することによって、再生利用の量をできるだけ多くして、最終処分量を最小化すると。このための目処を立てるところに、一

番注力をしているところでございます。最終処分の量とか、そのものの形状が固まってきた段階で、最終処分の具体化を図るということで、当面、10年間、今申し上げたことに注力をするというところで、その後のステップなり、やり方というのも固まってくるのではないかという段取りで進めております。したがって、分級ですとか、分級以外の減容技術の開発をするというところにまず力点があり、それを管理する具体的な方法を定めるというところに力点があり、さらに理解醸成のためのリスクコミュニケーションを進めていくと。こういったことに個々、取り組んでございますが、10年より先の部分というのは、その成果を踏まえながら、今後検討していきたいと。こういう段取りで考えております。

○森委員 ありがとうございます。

それは今までお聞きしたことだと思うんですが、そうすると、いわゆるシーズ型のマネジメントを行っていくように思われますね。一方で、やはり30年という期間が限られていると、この期間しか使えないとか、あるいは何か制約が出てくるわけだと思うんですね。そういうことだと、ニーズ型のやっぱりマネジメントというのも当然考えていかななくちゃいけないので、今は、おっしゃるようにシーズ型で始まっているかと思えますけれども、ニーズを踏まえてどこまでに何をやるというのを、その中でどういう技術を選択するのかと、こういうふうに判断していかないと、ややもすると、シーズというのは流れてしまうというんですかね、知見が積み上がらないから、またもう少しやるとか、そういうようなことになってしまう傾向がございますので、そこの辺りは、やはりシーズ型のマネジメントと、それからニーズ型のマネジメントをうまく組み合わせてやっていただけたらなど、こんなふうに思います。

以上です。

○岡田座長代理 今のご注意、よろしいですね。

○神谷環境再生事業担当参事官 十分、30年という工程にも留意しながら進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○岡田座長代理 ありがとうございます。

それでは、新美委員、どうぞ。

○新美委員 ありがとうございます。私は2点にわたってご質問したいと思います。

第1点は用地取得の件ですけれども、順調に用地取得が進んでいるということで、安心をいたしました。なお、最後に数%の人が捕捉できていないという状況であります。これが中間貯蔵施設のレイアウトの関係で非常に重要なポイントの場所にあるかどうかと

というのがちょっと気になりますので、単に数字ではなくて、どの辺の位置状況にあるのかというのを少し話していただけるといいか、説明いただけるとありがたいなというふうに思います。それが第1点でございます。

それから、第2点は輸送の件ですけれども、29年度で大体7万台の自動車が行き来するというのですが、将来にわたると、その10倍くらい年間行き来するわけですね。例えば70万台の車がこの地域を行き交うということになると、相当の交通量になるわけですが、その辺の交通対策ないしは交通規制というのはどういう体制になるのか、福島県警なんかと連携をとっているのかどうか、非常に気になるところであります。

あと、それに加えてですけれども、これまで輸送の中で交通事故は起きていないのか、あるとしたら、どれくらいの数があって、そこで積載していたものがこぼれ落ちたりすることはなかったのか、その辺のお話を伺いたいと思います。

以上でございます。

○岡田座長代理 どうぞ。

○西村環境再生施設整備担当参事官 ありがとうございます。

まず、第1点目の用地のほうからご紹介をさせていただきたいと思います。確かにこのところ、非常に地権者の方々、地元の方々にご協力いただけて、順調に進んでいるんですけども、おっしゃるとおり、面積で申しまして、4%分につきましては、まだ連絡先がわからないとか、あるいは連絡先がわかっているけれども、なかなか取得が難しいといったケースも今後、出てきうるということは十分に考えております。先生ご指摘のように、レイアウトのほうで、用地の状況を十分に頭に入れた上で施設の配置を考えておりますし、ここはどうしても施設に適した土地であるところについては、総力を挙げて、判明させる努力をするとか、そこは施設の配置と用地の力の入れ具合を考えて進めているところでございます。

それから、輸送のほうでございます。今年度、年間50万 m^3 運ぶと申しておりますけれども、1日に直しますと、大体、平均350台ということになっています。350台のダンプということで、しかも24時間に分けて走っているわけではなくて、それなりにお昼前後の時間なんかにあの地域にやってきますので、結構、地元の方々からは、目立つようになってきたねとか、あるいは高速道路を途中まで走ってきますので、きっちり法定速度を守って走っておりますので、遅いというご指摘なんかも受けたりすることがございます。おっしゃるとおり、今年度50万 m^3 程度なんですけど、来年度は90万 m^3 ~180万 m^3 運ぶと言っておりますの

で、仮に例えば150万 m^3 にしますと、3倍ということで、1日1,000台になりますし、その翌年は最大400万 m^3 とか言っていますので、1,000台がさらに2,000台、3,000台になっていくということでございまして、当然、それを念頭に置いた対策を行っております。まず、輸送については、一台一台、常時GPSで管理するシステムを用意しております、毎日、300台ぐらいの車が動いていますけれども、300台の各ダンプに、タグづけされたどの袋が乗っかっていて、それが道のどこを走っているというようなことを常時監視する体制になっております。その上で、少し道を外れたりすると、すぐアラートが出て、確認ができるような対策もとっているところでございます。また、地元の警察ですとか、あるいはNEXCOですとか、関係機関とは密接に連絡をとっております、何か異常が発生した場合には、すぐ連絡をとるといったような体制もできております。また、道路のインフラのほうも、例えば施設の中で少しダンプが走るには弱いといったところについては、舗装をしっかりとしたものにするという対策をやっておりますし、今後、大熊インター、双葉インターができますので、そこから施設まで円滑に運べるように、一部専用の道路を整備するというようなことも計画をして、用地取得等に今取りかかっているところでございまして、今後、非常に多い輸送台数に耐え得るような取組を進めているところでございます。

また、これまでの異常、トラブルがあったのかというご指摘なんですけれども、幸いに大きな事故はないと言ってよかろうと思います。先ほどのちょっとルートを外れたとか、細々したことは時々あるんですけれども、その都度、厳しく引き締めるようにしております。また、袋が破れて土がこぼれたというようなことはないんですけれども、袋の中に少し水が含まれていて、その水が少し垂れていたといったような事例が1件ございまして、こういったケースについては、輸送をとめて、厳しく原因を解明した上で再開をするというようにしております。こういった輸送の異常ですとかトラブルですとか、輸送に限らずにですけれども、県と大熊町・双葉町との安全協定に基づきまして、環境安全委員会というものを定期的開催しております、細かいトラブルも含めて全てご報告をして、委員会の皆様にいろいろとご指導をいただいているところでございます。

○岡田座長代理 ありがとうございます。

よろしいですか。

○新美委員 はい。ありがとうございます。

○岡田座長代理 じゃあ、中杉委員、お願いします。

○中杉委員 30年以内の県外最終処分についてという、14ページのところで二つ質問があ

ります。

一つは、技術開発の面でいきますと、基本的には減容化・再生資源化技術ということの検討、技術開発を進めていきますよというお話のようですが、最終処分の技術については、中間貯蔵のところでも、完成をしているというふうに考えておられて、そのあえて改良の余地があるというふうには考えておられないのかどうかというのが一つです。

それから、もう一つは、ステップの横に書いてある「全国民的な理解の醸成を図る」というところなんですが、これは上の囲みの中で見ると、「情報発信等を通じて」というふうに非常に簡単に書いてあるんですが、ここのところが非常に難しい話であろうというふうに考えられます。多分、この「全国民的な理解の醸成を図る」というのは、これは図の書き方なので、あえて細かいことを言ってもしょうがないのですが、ステップ5の時点で、もう得ていないと、多分、最終処分地の選定ができないだろうと。そこまでに決めておかないとできない話で、そうしないと、選定して、また選定場所が反対運動が起こってという話になると、たちまち数年、あるいは10年ぐらいかかってしまうというのが常でございます。普通の埋立処分地のあれでも、大体20年ぐらいかかるというふうに言われる話ですけども、そこら辺のところをどういうふうに考えていくかというのは重要だろうと思います。その意味で、「情報発信等を通じて」というのは、これまでの方法を踏襲してやっていくのか、あるいはどういう方法でやったらいいかという、そういう意味でのスキルの開発という、研究というのは必要ではないかというふうに思いますけども、そこら辺はどういうふうな検討をされているかと。この2点をお尋ねしたいと思います。

○神谷環境再生事業担当参事官 ありがとうございます。

最終処分の方法、技術開発は進んでいるかという最初の点でございますけれども、これは今の中間貯蔵の事業などを通じて、貯蔵方法の知見というのは蓄積されつつありますけれども、最終処分の物の形態とか量ですね、こういったものが確定した段階で、それに相応する管理方法をそこで確定していくということになると思いますので、今の段階で完全に確立したという状況ではないということで、これも今後の課題だろうと思っております。

それから、理解醸成の件なんですけれども、これについては、全くご指摘のとおりでございますして、再生利用による減容化というところについて、理解を得ながら、ひいては最終処分の方法の確立、立地といったことにつなげていくという話は、理解醸成なしにはないというふうに考えております。検討会の中に、コミュニケーション推進チームというのを、この9月に設置をいたしまして、細見先生に座長になっていただいて、検討を進めて

おるところでございます。具体のアプローチとしては、今、南相馬の実証事業などについては、既に1,000人近い方に見学に来ていただいたりしながら、現場を見ていただいて、そのものを実感していただくというような取組を進めております。ローカルな情報発信あるいは全国的な情報発信をどう使い分けていくかといった点も含めて、チームでの検討を深めて、より効果的な方法をこれから探っていきたいというふうに考えております。

○中杉委員 多分、中間貯蔵施設については見ていただくということで、周辺の住民の方に来ていただくということなんだろうと思いますが、そこでの意識というものと、これから場所を選定するときの意識というのは、レベルは大分違うだろうと思うんですね。そういう意味では、ここは本当にしっかりつくっていかないといけないと思いますので、一番の肝になりそうな感じが、場所が選定できれば、ある程度の技術的な中間貯蔵のケースで、あるところまではいっていると思いますので、そこでということはあるんでしょうけれども、実際に、他につくるとなると、かなりハードルは高いんじゃないかと。そこについては、しっかり戦略を練っていただく必要があるのかなというふうに思います。

○岡田座長代理 ありがとうございます。

それでは、田中委員、どうぞ。

○田中委員 ありがとうございます。私は、コメントと確認の質問をしたいと思います。

資料1の説明をいただきました当面の5年間の見通しというところで、用地の取得とか、契約数とかという伸びを見て、今まで地権者の数が非常に多いので非常に時間がかかるのではないかと、こう申していたのに、非常にスムーズに進められているということで、ここについての努力は大変だったと思います。敬意を関係者に表したいと思います。

一つ、廃棄物処理の基本は発生抑制です。リダクション、リデュースだということを考えますと、資料の1ページに書いているように、中間貯蔵に入れるものは除染した土壌・廃棄物で、可燃物は原則として焼却、焼却した焼却灰は10万Bq/kgを超えるものということですが、10万Bq/kgを超えるものは余りないと思うのですけれども、除染した全ての土壌・廃棄物の中には、相当レベルが低いものもあるのではないかとと思うので、何か資源再生利用あるいは最終処分に持って行けるものがないのかなと思うので、リデュースの手では、これからでもできないのだろうかというのが一つあります。

それで、搬入した廃棄物の管理ですけども、どういう性状のものを、どの程度のレベルのものがどこに入っているかというような記録をきちんと残して、その後の持ち出し、あるいは資源有効利用の計画に反映するような、必要な情報を確保しておくというのが非常

に重要ではないかと思しますので、その辺のところもちょっと教えていただきたいのと、それから9ページですけども、この図を見ますと、いろんな貯蔵施設、分別施設が分散しています。この貯蔵施設は、全て今言っている中間貯蔵施設と考えていいのかわかりかね。中間貯蔵施設というのは、どこか1カ所に大きなものをつくるのだろうと思ったんですけども、そうではなくて、分散して、それらの面積の合計が1,600haとか、そういうものなので、その辺の中間処理、減容化施設というのが、可燃物を焼却する焼却施設だと、それから貯蔵施設というのは全部分散されている中間貯蔵施設だと、その辺も、言葉の意味を整理いただければと思います。

以上です。

○西村環境再生施設整備担当参事官 ありがとうございます。

まず、用地については、温かいお言葉をいただきましてありがとうございます。引き続き頑張りたいと思います。

それから、廃棄物の発生抑制についておっしゃっていただいたのは、まさに私どもそういう考え方で再生利用の検討を進めさせていただいているところでございます。まだ南相馬で第一弾の実証をやったところでございますけれども、こういった実証を通じて、再生利用の安全性等を確認しつつ、おっしゃるような方向で進めていければなというふうに考えているところでございます。

それから、関連しまして、将来の持ち出しなどを考えて、どこに何を入れるのかというのを、把握されているのかという点でございます。先ほど全部で7セット、貯蔵施設と受入・分別施設のセットがございましてということで申し上げましたけれども、7セットのうち二つは隣接しておりますので、全部で大きく言いますと我々5セットというふうに思っているんですけども、そのうち二つについては、8,000Bq/kg以下の土壌を貯蔵するというふうに考えておまして、残りの三つは8,000Bq/kg超ということで、量に応じて臨機応変にやっっていけないといけないところもあるのですけれども、そういう濃度によって仕分けていくという発想は持っております。今後、さらに具体的に事業を進める中で、先生のご指摘を踏まえて、より考えていきたいと思っております。

それから、最後の地図については、おっしゃるとおりでして、1,600ha全体を中間貯蔵施設というふうに称しておまして、その中間貯蔵施設の中に複数の受入・分別施設があり、また、土壌貯蔵施設も一つの大きなポケットではなくて、複数の土壌貯蔵施設のポケットができていくという考え方でございます。そこは用地取得と施設整備を同時に進めて

いる関係もございますので、取得できたところから、また地形が適したところ、谷みたいなところがちょうどいい土壌貯蔵施設になるとか、そういったこともございますので、1カ所ということではなくて、適地、そして取得できた用地を踏まえて、分散して整備をしていくという格好になろうかと思っております。

それから、減容化施設、真ん中ら辺の緑の減容化施設は、焼却施設と、それに加えて焼却灰を熱処理する施設、これをあわせて整備をすることとしております。

以上です。

○岡田座長代理 ありがとうございます。

よろしいですね。

じゃあ、坂本委員、どうぞ。

○坂本委員 ありがとうございます。

今、既に新美委員から出ました中間貯蔵施設のうち、土地取得は、要はパーセンテージではなくて、いかにまとまった形で取得できるのかという、それは先ほどご指摘いただきましたので結構です。

それから、16ページの再生資材化実証工程のところ、小さな異物を除去するという形で、いわば品質、土壌の処理後の質を一定させようということかと思うんですが、これは同時に粒径別に線量が違う可能性も考えれば、ある程度、処理しなければいけないものを減らせる可能性もあるんだと思うんですね。そうすると、どういった地域から持ってきたものかで、モデル的に粒径別の線量分布を調べていくと、そういう粒径を分けることが、いわば質を一定にすることだけではなくて、いわば処理すべきものとそうでないものという形で、処理すべきものを減らせる可能性も同時にあるんだと思うんですが、その辺は検討されていますでしょうか。

○神谷環境再生事業担当参事官 ありがとうございます。

16ページの分級ですね、分別、品質調整といったところですけども、おっしゃるように粒度により分けるというのは、線量による区分をするという効果と、それから資材としての品質を調整するという効果を、両方を狙っているものでございます。それで、発生した場所ですとか、どういった、いつ、どこからとってきた土かというのは、タグ情報で管理をされておりますので、それと分別の結果を照らし合わせることによって、資材としての品質管理をどういう形で確立したらいいかというのは、この実証を通じてデータをとり、より適切な管理ができるようにということで、今、実証を進めておるところでございます。

○岡田座長代理 ありがとうございます。

では、酒井委員、どうぞ。

○酒井委員 先ほどの田中先生とのやりとりで、9ページの地図のところですが、双葉のほうにある廃棄物減容化施設というのは、残渣の熱処理施設、熔融施設かと思いますが、そこまで持っていて、大熊のほうのはあくまで焼却ということですか。おそらく最終の管理の必要な量と放射能濃度というのは、トレードオフの関係になるかと思いますが、その辺の設計思想はどう考えているのかというところは、お話しいただけるのであればお願いします。

それから、廃棄物の貯蔵施設と土壌の貯蔵施設、機能に違いはあるのか、単位プロセスとして機能の差です。その機能の分担を将来は考えているのかというところにつきまして、ちょっとテクニカルな話になりますけれども、説明いただければと思います。

○西村環境再生施設整備担当参事官 ありがとうございます。

まず、一つ目のご指摘でございまして、まさに灰の熱処理をする思想といたしましては、それをすることによりまして、より濃縮された残渣と低濃度のスラグ的なものに分かれて、濃度が下がったものについては、やはり再生資材として活用するというのを視野に入れております。

それから、廃棄物貯蔵施設と土壌貯蔵施設でございまして、土壌貯蔵施設はいわゆる廃棄物処分場のような、管理型の処分場みたいなところに土を入れていくといったイメージでございまして、廃棄物の貯蔵施設につきましては、コンクリの建屋をつくりまして、その中に廃棄物を貯蔵していくということでございます。

○岡田座長代理 ありがとうございます。

よろしいですね。

じゃあ、大塚委員、どうぞ。

○大塚委員 私も、予想以上に順調に進んでいることに関して、関係者の方々のご努力に敬意を表したいと思います。

1点だけお伺いしたいことですが、7ページのところで、さっき新美委員が質問されたところのお答えである程度出てきていたとは思いますが、やはり最後の4%のところ、もっと少ないかもしれませんが、恐らく滞るであろうことが予想されるわけですが、そこが施設の配置のときに重要なところでなければいいんだと思うんですけども、そうでない場合に、特に所有者がわからないようなケースというのもし出てくるかもしれないの

で、どういうふうな対応をとるかが気になります。そのために立法するような話ではないかもしれないので、それほどの大事では多分ないのだろうとは思いますが、この対応策については、何か現在お考えがあればお話いただければと思います。

○西村環境再生施設整備担当参事官 冒頭のお言葉、どうもありがとうございます。

用地の把握をするのが難しいといったケースなんですけれども、先ほど新美先生のご質問に対して申し上げたとおり、施設の配置のほうで、できるだけ工夫をしつつ、その中でも非常に難しいところについては、一件一件、その案件に応じた対応を丁寧に考えております。ちょっと、どれぐらい具体的に例を申し上げるのが適切かどうかかわからないんですが、一つ申し上げますと、ここにはぜひ作りたいといったところに、非常に小さい面積なんですけれども、5代前ぐらいのご先祖様のままの登記になっているような土地があります。直系のご子孫はわかっているんですけれども、相続人をたどっていくと50人ぐらいになるというようなケースがありまして、このケースは、もう全員の方に当たろうということでやっております。そういった形で、もう一つ一つの土地について対策を練って進めているところでございます。

○岡田座長代理 ありがとうございます。

じゃあ、大迫委員、どうぞ。

○大迫委員 ありがとうございます。

コメントですけれども、スライドの15ページのところなんですけど、あくまでも、各先生方から、もう既にご指摘があったところをあわせて考えますと、やはりこの最終処分の方向性の検討というところに関して、次の中間目標後の技術の絞り込みに向けて、技術実証的な、例えばこれは環境省のほうでも毎年度10件程度の小規模な技術実証事業を取り組まれておられますので、そこに少し、最終処分に向けて最終廃棄体はどのような形でつくっていくのかとか、あるいは、どういう性状、あるいはどういう濃度まで濃縮したものをどう扱うのかとか、そういうような技術的な研究開発の部分を、やはりここで、より力を入れてやっていただくことが重要であると思います。そしてそのような検討が、一番上の技術開発実証において、パイロットスケールでどういったものを実証していくべきなのかというところと、今後うまくつながっていくかなというふうに思います。既に、先ほど双葉町の灰の熱処理の話もございましたが、そこで、今後そういった施設が稼働し始めますと、かなり高濃度な濃縮物も出てまいりますので、そういったところに、すでに一步踏み出している部分でもございますので、ぜひ、フィージブルな最終処分の方法を念頭に置いた、

最終的な濃縮物の廃棄体化等の研究に、小規模な技術実証の取組の中で、より力を入れてやっていただくというところもぜひお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○岡田座長代理 ありがとうございます。

今のご注意はよろしいですね。もしあれば、どうぞ。いいですか。

○神谷環境再生事業担当参事官 今、分級とか、さらに分別をしていく方法というものの確立というのが事業の一つの柱になっております。そのとき、最終処分物をどうするかというところもあわせて評価できるような技術実証というのをこれからも心がけていきたいと思っております。

○岡田座長代理 ありがとうございます。一応、ここまでで議題(1)については終了したいと思います。

熱心にご討議いただくのはありがたいんですが、予定よりも、もう25分くらい遅れていますので、中杉先生、じゃあ、手短にどうぞ。

○中杉委員 今の最終処分の話で、分別と残渣をどうするという話なんですけど、濃度が高くなっていくという話になると、いわゆる核廃棄物ですね、高レベルとレベルは大分違うと思いますけど、そっちのほうの技術の動向もちゃんとチェックをしていただければというふうに思います。

○岡田座長代理 ありがとうございます。

よろしいですね。

それでは、二つ目の議題に移りたいと思います。平成27年度取りまとめ各論点への対応状況について（中間貯蔵関連）、事務局からご説明をお願いします。若干手短にご説明をお願いいたします。

○西村環境再生施設整備担当参事官 もう既にかなりご議論いただきまして、重複するところが多いですので、ぐっと圧縮してご説明をさせていただきたいと思います。

平成27年度取りまとめへの対応状況ということで、1ページ目に、当時、取りまとめでいただいたポイントを4点記載されてございます。まず一つ目は、先ほどもご指摘ございましたけれども、巨大なナショナルプロジェクトであるということ、30年という長期にわたるということで、長期的展望を持つべしと。2番目の点は、用地確保については、体制整備も含めて理解を得るべしと。3点目、施設の整備ですとか輸送については、安全に万全を期してやっていくべしと。それから、30年以内の県外最終処分、これについても今た

くさんご議論いただきましたけれども、長期的な戦略、スケジュールを明確にした上で進めていくべしと。そのようなご指摘をいただいていたところでございます。

これについて、次のページ以降、対応状況を細々と書かせていただいておりますけれども、ほとんど、もう既にご説明したり、あるいはご議論の中でご説明させていただきましたので、大きく端折らせていただきたいと思います。

めくっていただいた1ページ目のところは、長期的な視野で計画的にやるべしというものに対する対応状況でございますけれども、当面の作業としては、当面、5年間の見通しを立ててやっております。それから、30年の長期につきましては、今日もご指摘をいただいておりますが、減容化・再生利用の戦略をつくって進めており、今日のご指摘も踏まえて、さらに長期的な視野で行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、2ページ目は用地でございます。用地の状況については、ご説明したとおりでございますけれども、体制についてだけ触れておりませんでしたので、少し触れますと、27年度は75人体制ということで福島事務所で始めたんですけれども、28年度に100人体制に増員いただきまして、また今年度はさらに増やして110人体制ということで、それに加えて、さまざまな支援の外部の団体ですとか、そういったところもお世話になりながら進めているところでございます。

それから、3ページでございます。3ページは施設整備ですとか、輸送の特に安全面についてのご指摘をいただいておりますけれども、これにつきましては、3ページの右側の上の箱のほうに書いてございますけれども、ご説明したとおり、安全に万全を期して事業を実施しておりますと。施設整備におきましても、ここにいろいろとございますけれども、飛散・流出防止ですとか、あるいはモニタリングを安全に実施するといったこと、輸送についても、さっきご説明したとおり、常時監視をしながらやっているといったようなことを書かせていただいているところでございます。

最後に、4ページでございます。4ページは減容化と再生利用のところでございますが、これも先ほどご議論いただいたとおり、戦略、工程表を取りまとめて、さらにそれにのっつての実証事業等を進めているという状況でございます。

簡単でございますが、資料2の説明は以上とさせていただきますと思います。

それから、もう一点、資料5のほうもここでご説明するような段取りになってございまして、1枚ぺらでございますけれども、資料5をお手元に置いていただければと思います。こちら、もう既にご議論いただいた感もございますけれども、中間貯蔵関連ということ

で、当初ご議論いただきたいポイントとして二つ書かせていただいております。一つは、5年間の見通しに沿って、今後、輸送量の拡大が見込まれていくが、安全確保等の観点から留意すべき点はあるでしょうかという点。それから、もう一点は、30年以内の福島県外最終処分に向けて、減容化・再生利用に関する技術開発を進めていくというふうにしておりますけれども、この理解醸成といったこと等について留意すべき点はあるでしょうか。このような点を挙げさせていただいたところでございます。

○岡田座長代理 ありがとうございます。

今までの議論の若干繰り返しになるかもしれませんが、重要なことですので、再度、関連するご意見等をいただければありがたいと思います。

じゃあ、森委員のほうから、どうぞ。

○森委員 ありがとうございます。

まず、資料2のほうの3ページでございますけど、安全性等の中のカラムとして、一番下のカラムのほうでございますけれども、まず一つ目として、施設の管理については、JESCO等の関係者と連携云々と書かれてございますけれども、JESCOのほうも、今、200人体制ぐらいになってございますので、JESCOへの仕事の出し方は、委託事業ですので単年度主義になってございます。ただ、考えてみますと、ある程度の見通しを持って、JESCOに何をさせるのかという辺りが見える形が必要じゃないかと。それで、中長期というか、長期には、それはなかなか難しいかもわかりませんが、中期的なJESCOの活用プログラムというのをお示しになったほうが、多分、JESCO側の受け皿も、それに合った格好になってくるんじゃないかと。こんなふうに思いまして、ぜひ、活用プログラムというか、どういうプログラムかよくわかりませんが、そういうものをぜひおつくりいただいたらいかなと思います。

それから、その下でございますけれども、施設の基準等について、これは前回の取りまとめのときに大分議論させていただいて、当時は、一番最初は管理の基準はつくりますという話だったんですけども、そこでお願いして、施設の基準も含めて、その基準、設備と、それから管理の基準、その二つを用意してくださいということで取りまとめになった経緯がございます。そういうことから言うと、この文章を読みますと、「必要な基準の整備を行う」ということで未来形になっているんですね。先ほど説明していただいた施設でもう既に動き始めますと、こういう話でございますので、ちょっと私残念だなと、こんなふうに思います。

ということで、ここの辺りについて、設備の基準及び管理の基準というのは、いつまで
にどういうふうにおつくりになるのかという辺りについて、お話を伺いたいと思います。

それから、資料5のほうに関して、二つほど論点を示していただいているんですが、ま
ず輸送に関しては、これは私も初期の輸送は相当丁寧に、慎重に、かつ運転手さんに対し
ては、いわゆる輸送事業者さんに対して、教育・訓練等もされて、意識づけを相当高くさ
れたということを理解しております、その結果ということで、先ほどご説明になったよ
うな、ほとんどトラブルはないという結果が得られてきているんじゃないかなと。こんな
ふうには思っております。ただ、これからは3倍、3倍という格好で増えていきますと、い
ろんな方が参加しておられる可能性もありますので、その辺りは、従来に引き続いて意
識付けというのをぜひちゃんとやっていただきたいなと、こんなふうには思います。

それから、二つ目の技術開発等の理解の醸成ということでございますが、これに関して
は、若干意見がございまして、まず一つは、30年という、これはプログラムでございま
すので、その間の技術継承というのは一体どういうふうにするのかということが重要じゃ
ないかと、こういうふうには思います。それで、それは先ほどのJESCOの活用プログラム等
にも関係するかもわかりませんが、どういうふうには技術継承を行っていくのか、あるいは
技術の深掘りをどういうふうに行っていくのかと、それは一体誰が担うのかという辺りに
ついて、考えを整理していかないといけないんだと思います。

それに伴って、やはり中間貯蔵施設というのは、今でも1.6兆円のプログラムでござい
ます。相当巨大なプログラムでございまして。そういうプログラムを遂行していくというこ
とであれば、いわゆる集めて貯蔵して出していくというのは、基本としての事業だと思
いますが、それだけにとどまらず、やはりそれが地域にとって非常に価値のあるものとい
うふうには是非していただきたいなと、こんなふうには思います。そういうことから言うと、あ
の施設は非常に大切な施設であって、例えば環境系の学生さんの育成の場にも、あるいは
その施設を活用していただくような、そういう場になってもらいたいというふうには思
います。

ということで、そこからさまざまな情報を、中間貯蔵施設からですね、もちろん国立
環境研究所さんのほうにある研究所施設もございまして、そこと連携して、環境系の、
しかも放射性物質絡みの情報発信をしていく拠点化に是非していただけると、それは1.6
兆円を使った施設らしいというふうには認められるんじゃないかと思ます。

それから、もう一つは福島特措法が改正になって、双葉町や大熊町、あるいは浪江町等

において、復興拠点が整備されてきます。それで、特に双葉町は中間貯蔵と隣接したエリアが復興拠点になってくるわけでございます。そういうことから考えると、地域の人たちにとって、あれは非常に自分たちにとって、先ほどの情報発信と同様かもわかりませんが、誇れる施設になってもらわないといけないかなと、こんなふうに思います。ということは、民間企業であれば、CSRということで、地域に対してどういうふうにご貢献していくのかということがポイントになるんじゃないかと。こんなふうに思いまして、中間貯蔵の、いわゆる受け入れて分別して、貯蔵して出していくというだけじゃなくて、その施設に伴って付随するいろんな価値というのをそこから創造していただいて、地域の方々に受け入れられる施設になってもらいたいと思います。

それから、もう一点だけ、再生利用に関しては、今回の中間貯蔵・最終処分に持つていく中において一番キーとなるものなんだと私は思っております、ただ、これはコントロールドリリリースであります。ですので、コントロールドリリリースが、コントロールされているかどうかというのが重要なんですよね。それが維持されているかどうか。あるいは、維持するシステムができていくのかということが重要だと思います。ですので、そういうコントロールドリリリースのシステムづくりというのはぜひつくっていただいて、それを国民の方々あるいは地域の方々、その方々が納得するようにしていただきたい。そんなふうに思います。

以上です。

○岡田座長代理 ありがとうございます。

後半のご注意はよろしいかと思いますが、前半についてはご質問でございますので、お答えいただけますでしょうか。

○西村環境再生施設整備担当参事官 ありがとうございます。

まず、JESCOに関しては、ご指摘はおっしゃるとおりだと思います。急速に事業が立ち上がっていく中で、年々あるいは年よりもっと短い単位でやることが変わってきたというような、ここ1～2年でございましたので、JESCOにも、それと一緒に走ってきて、ついてきてもらっているというところかと思っております。現状で言いますと、将来は整備された後の中間貯蔵施設の管理をしていただくというのが基本発想かと思うんですけれども、今は整備をしている最中の工事の監督・支援をしていただいたり、あるいは発注とか設計をするところの支援をしていただいたりということで、事業の展開に応じて、都度、ご相談をさせていただいて、JESCOには協力してもらっているという形でございます、先の見通

しをこちらから示したほうが、JESCOとしても、それに合った人材を集めていただいて、有効なご協力をいただけるというのは、そのとおりで思っておりますので、自転車操業だったものが、5年後が見えるようになり、少し先が見えるようになりということをやっ
ていきたいというふうに思っております。

それから、基準のほうなんでございますけれども、整備の基準、管理の基準、それでご指摘いただきまして、まさに近いうちに中間貯蔵施設の、土壌貯蔵施設の貯蔵を開始したいとご説明したところなんです、それと軌を一にして、今、基準整備の最終局面に来てお
りまして、ご指摘のとおり、もっと早くやっていたらよかったのかもしれないのですけれども、このタイミングで出していきたいというふうに考えております。将来、維持管理して
いく基準については、まだ検討中ございまして、追ってと考えているところでござ
います。

○岡田座長代理 ありがとうございます。

それでは、新美委員、お願いします。

○新美委員 ありがとうございます。

私は、輸送の関係での、これはこういうことを考えたらどうかということで、コメント
でございます。

安全性を確保して、車両にGPSなんかを積載して位置確認をしていると。これは大変す
ばらしいことだと思いますが、車両に関しては、もう急速に技術が進歩しておりますので、
安全確保の方策というのも随分変わってくると思います。専用道路をつくったり、あるい
は道路の強化を図るといことが視野の中に入っているとすれば、車両もですね、あ
るいは道路をつくるときに、車両がどういうセンサーを持っているのか、どういう機器を
積載しているのかということにらんだ上で、総合的に輸送システムをつくっていく必要
があらうかと思えます。特にトラックの類につきましては、これは自動走行車両の一環と
して、いろんなセンサーがトラックの中に積まれるようになっておりました、車車間通信
というようなものができて、事故というのが相当程度回避できるという状況が現在でき
ております。それについて、ぜひ検討した上で、輸送の安全性ということを考えていただ
く
といいのかと思えます。私の知っている限りでは、相当、トラックの類も進歩して、乗用
車だけではなくて、相当進歩していますので、その辺もぜひ視野に入れて考えていただ
きたいと思えます。コメントです。

○岡田座長代理 ありがとうございます。

じゃあ、田中委員、どうぞ。

○田中委員 ありがとうございます。

私は、資料5の一番目の輸送と安全に関する提案なのですが、廃棄物分野で既に収集・運搬に莫大な人たちが、あるいは機材が使われています。それで、今回の場合は量が急増する、しかも短期間で終わるということですので、人材の確保、それから機材の調達と、こういうのがありますので、収集・運搬業の人材の研修というのがやられていますので、そういう人たちに、さらに基礎的な放射性物質の研修をして、その人たちも含めて人材を確保して、そして終わったら、またもとのところにも帰れるというように、何十万人という人たちがもう既に関わっている、経験も積んでいるという人たちがたくさんいるということをお前提にして考えていただければと思います。

以上です。

○岡田座長代理 ありがとうございます。

今のご注意もよろしいですね。はい。

それでは、今のところで、ほかによろしいでしょうか。

(なし)

○岡田座長代理 それでは、議題(2)については終了したいと思います。

次に三つ目の議題でございます。平成27年度取りまとめ以降の法律の施行状況について(汚染廃棄物関連)に進みたいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。

○和田総務課長 それでは、お手元の資料3をご用意いただければと思います。

放射性物質汚染廃棄物の現状についてということで、おめくりいただきまして、1ページ、こちらのほうは、いわゆる汚染廃棄物の種類としては、農林業系の稲わら・堆肥から始まって、浄水発生土、それから下水汚泥、それから廃棄物焼却施設の焼却灰といったようなもので、大きく4種類ぐらいのようなものがあるというところでございます。これはもう既に釈迦に説法のような部分がありますが、少し時間がたっておりますので、若干、再度のご説明という意味でございます。

2枚目になりまして、こちらのほうは、左側に廃棄物の関係、右側に特に除染の関係がありますけれども、左側のほうの廃棄物の関係でまいりますと、大きくは特定廃棄物、この中は、特定廃棄物はいわゆる放射能に汚染された程度と関係なく、場所によって定義づけられている対策地域内廃棄物と、それから汚染の状態のレベルで定義されている指定廃棄物の二つ、これが特定廃棄物。それから、特定廃棄物とはさらに別に、現行の廃掃法の

体系下で規定されております特定一般廃棄物・特定産業廃棄物というものがあるところでございます。

3枚目になりますけれども、実際には、先ほど申し上げました特定廃棄物について、①の対策地域内廃棄物というところについては、右側の黒い太線の枠の中にあります、いわゆる対策地域内と呼ばれるもののところについて、この廃棄物の今後の処理の対応ということで、具体的には、この地域内における地震・津波によって生じた瓦礫でありますとか、解体家屋によって生じた廃棄物などが、このカテゴリーになります。指定廃棄物については、もうご承知のとおり、8,000Bq/kg超というものについて定義されているところでございます。改めてということで、ご承知をと思います。

4枚目になりますけれども、こちらのほうが、いわゆる指定廃棄物についてのトータルのトン数になっていますけれども、右下をご覧になっていただきますと、全体のトン数が19万4,000tということで、これが現時点での最新のデータということで、本年6月末のデータになってございます。一番多いところが福島、16万6,000t強となっております、そのほかでは、上から順番にまいりますと、宮城県でありますとか、茨城県、栃木県、それから千葉県などが、指定廃棄物として大きなトン数になっているところが見てとっていただければと思います。

5枚目はイメージ図でございまして、割愛させていただきます、次もおめぐりいただきます、7枚目になりますけれども、こちらのほうがいわゆる対策地域内廃棄物ということになってございまして、これまで既にさまざまな廃棄物を、いわゆる仮置場まで搬入が進んでいるところですが、大きくそこでわかりやすいのが、棒グラフが順番にございましてけれども、上から青と赤と緑の棒グラフがございまして、全体の要は対策地域内廃棄物のうち、いわゆる仮置場への搬入が済んでいるもののトン数としては、トータルとしては、真ん中辺にありますけれども、約164万tというところでございます。まだ全体の総トン数がちょっと見えにくいところなんですけれども、少しわかってきておりますのは、200万t強ぐらいのようなイメージかなと。つい1年前ぐらいまでは、アッパーのところのイメージがまだついていない状況だったんですけども、200万t強ぐらいのイメージであると。青の部分が、そこにも見てとってございまして、赤が焼却済み、緑が再生利用済み、それ以外が青のところになっているところでございます。大きくは津波瓦礫の関係、それから家屋解体のもの、それから(3)の部分にありますけど、ちょっと異質ですけども、片付けごみの処理のようなものも、この中に入っております。

次が8枚目になりますけれども、こちらのほうは、いわゆる減容化施設ということで、仮設焼却施設、いわゆる国直轄の仮設焼却施設になります。現状、稼働しているものは、ちょうど富岡町のところから連続で、こういうふうになつ稼働中のものがございまして。最新のもの、昨年11月ですけれども、檜葉町のものが稼働しております。次の予定としては、大熊町が建設工事中、それから、双葉町については工事の発注が今準備中であるというところでございまして。

それから、9ページ目、こちらのほうが、これまでの仮設焼却施設におけます排ガスと飛灰。主に飛灰ですとバグフィルターの中の捕集された煤塵であるというものでございましてけれども、こちらのほうは、排ガスの欄をご覧になっていただきますと、いずれも不検出ということで、いわゆる排ガス、排気筒からの放射性物質の検出は、検出下限値以下というところになってございまして。それから、焼却灰についても、順次、データが出てございましてけれども、比較できる年度でまいりますと、変動はありますけれども、比較的小さな数字になってございまして。

それから、次の10ページのほうが、指定廃棄物の処理の関係でございまして。先ほど中間貯蔵の関係で触れさせていただきましたけれども、特定廃棄物、いわゆる指定廃棄物、対策地域内廃棄物については、こちらのほうについては、10万Bq/kg以下のものが既存の管理型処分場ということで、従前、通称エコテックということで、従前の管理型処分場を国が買い取って、今、搬入の準備を進めているところですが、10万Bq/kg以下のものが、こちらの既存の管理型処分場、それから10万Bq/kg超のものについては中間貯蔵施設というふうになってございまして。それから、減容化の手法別の関係でまいりますと、下水汚泥の関係の減容化では、ほぼ、概ね所定の処理が終了しているところでございまして。農林業系廃棄物は、今も継続しているところですが、そこにもございましてように、開閉所（田村市・川内村）、それから今、工事準備中になります安達地方（二本松市）というところなど、トータルで、農林業系廃棄物についても、処理の目処がもう概ね立ってきたというところまでございまして。

それから、11枚目になりますけれども、こちらのほうは管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業についてということで、以前は Fukushima エコテック クリーンセンター、通称エコテックと、こうご説明していたものになりますけれども、こちらについては、先ほど申し上げましたように、既に国が買い取りを行っておりまして、今、調整等の進捗状況の〈現在〉というところになりますけれども、最新の状況でまいりますと、必要な行政

区との安全協定を結んだりとか、それから、輸送計画の策定中で、もう最終的な今段階にございますということ。それから、必要な準備工事ということでは、ここに持ち込むに当たっての搬入路の工事が今進められているところでございます。こちらのほうは、先ほども申し上げましたように、8,000Bq/kg超で10万Bq/kg以下のもの、その他対策地域内廃棄物などについて、搬入される予定になっているところでございます。

12枚目になりますけれども、こちらのほうが、先ほど森委員のほうからも言及がございましたけれども、今般、復興再生拠点の関係に至るまでの一連の議論の経緯のものでございます。一番最終行にございますけれども、本年5月に改正福島復興再生特別措置法の施行ということで、こちらのほうが、後ほど言及いたします、復興再生拠点の関係の改めて定義がなされたところでございます。

13枚目のところが具体的な内容になっているところでございますけれども、いわゆる帰還困難区域において、復興再生拠点区域というものを創設するといったものでございます。改正の概要というところにもございますけれども、そこに①、②、③とございますけれども、重要なキーワードだけ言及させていただきますと、特に避難指示を解除して、居住を可能とすることを目指す区域ということと、それから、区域の範囲、計画の目標・期間、土地利用等々について、具体的なプロジェクトとして行うための事業手法と位置づけられておりました、それを計画と位置づけて、知事と協議の上、それぞれの市町村のほうから、総理大臣認定を申請されるというところでございます。最新のものと、9月中旬、15日でしたけれども、双葉町が一番最初の計画が認定されたといったステージに今入っているところでございます。順次、その他の市町村についても議論が進められるといったところでございます。

それから、14ページの次の15ページにまいりまして、福島県以外の指定廃棄物というところでございまして、こちらのほうは、選定プロセスの見直しとかも書いてございますけれども、見直しを行った上で、改めて①、②、③のステップをきちっと踏んだ上で、長期管理施設の設置・建設を行うといったプロセスを書いておりました、現在、後ほどまた触れますけれども、詳細調査に着手すべくといったところで、住民の皆様方のご理解を鋭意進めているものが幾つかございます。

具体的には、16枚目になりますけれども、特に、通常5県と申し上げておりますけれども、宮城県、栃木県、千葉県、茨城県・群馬県と、それぞれステージが違ってはございますけれども、下からまいりますと、茨城県・群馬県につきましては、「現地保管継続・段階的

処理」というものでご理解を得て、昨年、それぞれ、茨城県・群馬県の順に方針が決定されたところでございます。戻りまして、一番上の宮城県につきましては、まずは8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物の処理に重点を置いてと、こちらのほうが非常に量が多いということがございますので、指定廃棄物のほうではなくて、8,000Bq/kg以下のほうから方針を決めて、今、焼却のステージを開始すべく、最終調整に入っているところです。栃木県のほうにつきましては、まだ詳細調査に入れないう候補地の部分がございますけれども、他方で、特に農家の軒先に指定廃棄物が保管されているといった状況もございますので、それを集約化して、特に栃木は保管場所の数が160にも及びますので、それを集約できないかといった点に力点を置いているところです。千葉県につきましては、宮城県、栃木県と同様に、長期管理施設の詳細調査の実施に向けて、引き続きの地元のご理解を得るべく、対応しているところがございます。

17ページは、それを、特にそれぞれ別に経緯を書いたものでございますので、ここでは割愛をさせていただきたいと思っております。

18ページについて、これは放射能濃度の再測定を行って、どのように減衰していくのかといったような、実測定の部分と、それからシミュレーションの部分がありますけれども、特にどのように減衰していくかという、10年後を目処にしたようなものというところを見てとっていただけるかと思っております。例えば宮城県であれば、大幅に、もうこうやって200tを下回るようなものになるのではないかということ。こういうことを踏まえて、今後の対応を考えていくということになろうかなと思っております。

19ページになりますけど、こちらのほうは、こちらの検討会のほうからもご指摘を受けたところがございますけども、指定解除の法的なフレームワークについて、改めて、昨年の4月でございますけども、制度として導入されたというものでございます。

それから、指定解除に当たって、20枚目のスライドになりますけれども、指定解除後について、特に国としての財政的な支援スキームとして、ここにありますように、指定解除後も定額の補助のフレームワークも、環境省として用意しているといったものを参考までに掲載させていただいているところがございます。

それから、次に行きまして、22枚目になります。こちらのほうからは、22ページの下濃く赤く太く囲まれておりますけれども、いわゆる特定一廃・特定産廃と言われるものでございまして、特措法に規定はありますけれども、基本的には、処理の基準その他についても、基本は廃掃法、プラスアルファといった観点で処理を行っていくものについて規定を

されているものです。

23ページのほうは、こちらの検討会のほうからの指摘も踏まえまして、見直しといったところでございまして、大きく2点、そこにも赤文字で書かれてございますけども、所定の条件に合致しているものについては、一定程度に汚染された廃棄物の多量排出が今後見込まれないというふうに考えられるということで、いわゆる特定一廃・特定産廃から対象外とするといった点。それから、個別の施設ごとに、同様に、特定一廃・特定産廃にする必要性が低いということで、対象から外しているといったものがございます。

それが24ページのところで表になってございまして、いわゆるスクリーントーンというか、青い色をかけていないで、普通の三角になっているようなところが、いわゆる緩和を行ったところでございます。これも制度見直しの一環でございます。

それから、25ページ以降のところは、特定一廃・特定産廃についての制度フレームワークでございますので、これはもう既にこれまでも説明してきた内容から変更はございませんので、ここでは割愛をさせていただきたいと思えます。

それで、26ページ、最後になりますけれども、こちらのほうが特定一廃・特定産廃の関連でのいわゆる焼却に当たっての排ガス中の放射性物質の濃度、それから、飛灰であれば、ばいじんの濃度というところになりますけれども、排ガス中のセシウムの測定結果についてはいずれも不検出になってございます。また、飛灰、その他混合灰まで含めて、年度別に低くなっていることが見てとっていただけるのではないかなと思えます。

そこから後ろにグラフがずっと出ておりますけれども、念のため、全体を俯瞰していただくために、それぞれの焼却施設別のデータを逐次掲載させていただいてございます。幾つかデータの変動などはございますけれども、基本的には、排ガス中のセシウムは不検出というのと、それから、全体として、灰の経年別のベクレル濃度も下がってきているというところが共通点かと思えます。

私のほうからは以上でございます。

○岡田座長代理 ちょっと時間を節約するために、資料4と5の後半、ついでに、一緒に説明していただけますか。それから、ご質問、ご意見を承りたいと思えます。

○和田総務課長 こちらのほうは、お手元資料4をご用意いただければと思えます。こちらのほうも既に説明させていただいた内容と、この後、重複しますけれども、取りまとめのポイントというところの観点では、特にキーワードのところをご紹介しますと、施策の総動員の観点とか、それから管理型処分場の活用、これはエコテックのことになりますけど

も、それから、より一層さらなる丁寧な説明といった観点、特に福島県外の指定廃棄物の関係と。それから、科学的な安全評価の観点での合理的な対応を臆することなく進めていくべきといった観点。それから、特措法に基づく一連の対応のですね、円滑な対応に向けての制度的手当てといったところについてご指摘を受けたところでございまして、あわせて、次のページ以降で、具体的な、これまで行ってきた対応を紹介しております。例えば地元とのコミュニケーションをしっかりと行っていったりとか、それから情報発信でありますとか、これは福島県内・県外にかかわらずといったようなところが1ページ目のほうでございまして、次の風評被害、県との連携強化、指定解除、その他につきましても、この検討会でご指摘を受けた内容について、順次、制度の見直し、それから創設、その他によって対応しているといったところを記述させていただいているところでございます。

対策地域内廃棄物、それから、その後の特定一廃・特定産廃のところにつきましても、先ほど説明させていただいた内容のものを重複してご説明させていただいておりますので、特にここでは割愛をさせていただきたいと思えます。

なお、最後ですけれども、資料5のところ、1枚ペーパーがございまして。ここでは、先ほど中間貯蔵のところでもございましたけれども、議論に当たっての論点の一例のご紹介ということで一つ挙げてございまして、いわゆる指定廃棄物についてでございます。発生した都道府県内での処理を行うということが、現行の基本方針などに基づいて進められているという、前提条件になっているところでございますけれども、引き続き、こういう方針で行っていくに当たっての留意すべき点といったところについて、ご議論、ご教示いただければと思えます。あわせて、その他全体について、いろいろとご意見を頂戴できればありがたいと思っております。

以上でございます。

○岡田座長代理 どうもありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見を承りたいと思えます。

今度は大迫先生のほうから、どうぞ順番によろしくお願いします。

○大迫委員 いや、特に私は。

○岡田座長代理 よろしいですか。

じゃあ、もう一回、森委員のほうからどうぞ。

○森委員 ありがとうございます。

私、資料5の汚染廃棄物関連のところの論点をいただいておりますけれども、放射能濃

度が、福島県外の指定廃棄物の放射能濃度が具体的にどうだというのは、ちょっとよくわからないんですけども、18ページの福島県外の発生量の8,000Bq/kgを超えるものの10年後までの数量変化のデータが示されておりますので、これを見ると、いわゆる8,000Bq/kgで裾切りされているものでございますけども、これを見ると相当下がって、いわゆる普通の半減期以上に下がっているわけでございますので、多分、濃度的にも相当低いんじゃないかなと、こんなふうに想定されます。そういうことを前提とすると、いわゆる長期管理施設ですか、コンクリート建造物の長期管理施設、これであれば、一般的には、ちゃんとそれができれば、安全という観点では十分なものになるだろうと。設備的にはですね。そう思います。ただ、一体、この長期管理施設を一体いつまで使われるのかと。それは先ほどの18ページの数量のデータによるかもわかりませんが、どのぐらいの期間使われるかによって、その施設をどういうふうにつくるのかと。そのつくるための技術基準、それから、保管物に関する保管の形をどういうふうにするのか、どういう形のもので保管するのか。そうすると、保管物の技術基準というふうになってくると思うんですね。そういうものを準備していただいたほうがいいんじゃないかなと。こんなふうに思います。それによって、地域の方々が、そのほかの例えば日本で言うと先ほどの長期管理施設とよく似たものであれば、青森県の六ヶ所村のもう少し濃度の高い、10万Bq/kg超のピット処分と同じ形のものなんですけれども、それに相当して、それは地域の方に受け入れられているということからすれば、まず、技術的には理解が進む可能性があるんじゃないかと。こんなふうに思いまして、そういうものを踏まえた技術的な基準というのを十分整理されて、ご説明になったらいかかと思えます。

それから、こういうことで長期管理をするということで、地域の方々にとってみれば、余り経験のないものを保管するというところで、懸念されるところが多いはずで。多いはずというか、多いのが現状なこと。新聞等を見ていますと、栃木県の場合は知事さんが直接その市町村を訪ねられて、地元の方々と意見交換をされたと。こういうことでありますし、それから、地域の選定のプログラム等を見ますと、十分な選定プログラムをつくっておやりになったのかなと、こんなふうに思いますが、ただ、そういっても、地元の方々はなかなか納得されないという状況でございますので、もう一段、何か手法を追加されることがよろしいんじゃないかなと、こんなふうに思います。

以上です。

○岡田座長代理 今のご注意に関して。はい、どうぞ。

○和田総務課長 ありがとうございます。

まさに非常に今、示唆深いところをいただいたところです。濃度が非常に低くなっていくことも踏まえながら、この長期管理施設、いわゆるテクノロジー的には遮断型処分場に近いものだと思うんですが、さらに、今、委員おっしゃいましたように、具体的にどんな技術でどういう保管の形態で、どういうロングスパンで見ていくのかということも含めて、選定プロセス、プログラムとは別に、そういうこともきちっと説明しながらというところは、非常に示唆深い点かと思しますので、今後は非常に技術としてしっかり説明していくというところにも力点を置きながらと思っています。

○岡田座長代理 よろしいですか。

では、中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 二つあります。

一つは、27ページのところで、飛灰と混合灰の変化があって、ほとんどは8,000Bq/kg以下だよという話と、そのとおりのデータのように、中には大きなですね、例えば福島県のところでそれが見られるんですけども、この橙色の丸印がついているやつというのは、最初のころだから上がった、だんだん下がってきた、また高くなってきた、これは理由がある程度理解をできているのかどうか。というのは、8,000Bq/kg以下だよといって、だから解除していいよという話になると、これ時間がたつと、またこんなに上がってきた例があるじゃないか、それはどういう理由でなったのか、個別に今は安定してますよという事でなっていますが、それがわかれば教えていただければというのが一つです。

それから、もう一つは、先ほど長期管理施設の話ですね、長期管理施設の話で、国民の理解を得ることが必要だという、しっかりやらなきゃいけないということを申し上げましたけど、まさに栃木県の例などは、それに当たるわけですよ。こういうところをしっかりと勉強する必要があるんだと思うんですね。多分、この比ではないんじゃないかなというふうに思いますので、福島県の中でどうだこうだというのだけではなくて、そういうものを踏まえてやらないと、福島県外では同じようなことが起こるので、ここでどうしてそうなっているのかという解析みたいのが必要ではないかというふうに思います。

○岡田座長代理 これは事務局のほうから。はい、どうぞ。

○瀬川廃棄物適正処理推進課長 前者の技術的な面だけまず申し上げます。

私どもも幾つか複数の廃棄物処理施設、これは公的なものと民間のものと両方ございまして、どういった事由でこういった高濃度が発生しているのかということは非常に気にな

るところなので、調べを進めております。ご指摘がありました福島の事例で申し上げますと、青い線と、それからオレンジ色の折れ線が、現地のレベルはまだ高いということでございます。青色の折れ線のほうは、申し上げれば、これは公的機関の仮設焼却施設で除染廃棄物を扱っておりますので、少し高い濃度を示しておるかなということでございます。

それで、先生からご指摘ありましたオレンジの折れ線のところ、これは実は民間の焼却施設ですので、民間事業者の運営施設であるということもあわせて、お受け入れになった廃棄物がどのようなものであるのかということについては、なかなか情報、ここでお話しすることが難しいものではございます。ただ、先生ご指摘のように、なぜ上がるのかといったこと、それから、これをどんなふうに管理をしていくのかということは、少し私どもも考えさせていただきたいというふうに思っております。

○和田総務課長 さらに補足をさせていただきますと、今、中杉先生がおっしゃいましたように、まさにこれは福島でのトピックスで、こういう状況だということで、今後はさらに、今、これから宮城が焼却というステージに入ろうとしていて、さらにその先まで行く栃木でというような、まさに先生がおっしゃるようなことになったときに、福島のとこの、このときの疑問ってどうだったんだいというところは、非常に重要な点かと思っておりますので、どこまで全容が解明できるかというのはあるんですけど、いわゆる知識というか、情報の蓄積という意味では、非常に今後有用だと思っておりますので、しっかりと蓄積していきたいと思っております。

○岡田座長代理 ありがとうございます。

よろしいですね。

田中委員、どうぞ。

○田中委員 ありがとうございます。資料5の二つ目と三つ目の質問というか、トピックについて言及したいと思っております。

今回の問題は、原則とか、あるいは最初に決めたことだからということで、それらが制約となり、問題が解決できない、あるいは最適な、合理的な解が得られにくいということがある。30年以内に福島県外で最終処分ということで、30年に期限を切っていること、県外にというところが制約なんです。二つ目の指定廃棄物についても、発生した県内で処理するということです。今の状況から見れば、30年以内に県外というのも非常に厳しいのかなと私は予測しています。これらを解決するためには、ある程度自由に議論ができるような場があるといいなと思います。そのためには、地元の住民とか、あるいは自治体とか、あ

るいは学会とか、NPO法人とか、そういうところで自由に、全体の問題がどうなっていて、それを社会としてどう解決するのが一番いいんだろうということを議論する。そういう議論ができるような環境を醸成することが、これから10年、30年と時間があるんだから必要かなと思います。事故が起こった直後は、緊急対策として原則をつくってやったというのは、それなりに意義があり、問題解決につながったと思うのですが、30年以内に福島県外へと言ったときに、廃棄物の処理の解決は、発生源の一番近いところで処理するというのが原則なんですよ。それをわざわざ発生源ではないところにというところは、廃棄物処理の原則とは、ちょっと違うなというのが一つあります。

二つ目の指定廃棄物の県内でといったところに、先ほど資料3の4ページにあるように、福島県の指定廃棄物を除けば、全部合わせても3万t以下です。これを五つの県でそれぞれ処理するというのは合理的ではないということをみんな思うので、その方針について自由に議論できて、みんなで改めて合意ができればいいなと思って一応提案として言わせていただきます。

以上です。

○岡田座長代理 ありがとうございます。

今の点はよろしいですね。もし、あれば。

○和田総務課長 まさに自由ということがありますけど、より忌憚なく広い視点から議論ができるような、そういう場というのは引き続き大事かなと思っておりますので、具体的にどういう場かはともかく、そういう場が非常に有効だということを念頭に置きながら、今後の対応に当たっていきたいとは思っています。

○岡田座長代理 どうもありがとうございます。

他にご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○岡田座長代理 それでは、今の議論、それから前のほうの議論も含めて、何か補足的なご質問、ご意見等がございましたら承りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(なし)

○岡田座長代理 それでは、本日本日予定されていた審議事項は以上でございますが、特段、もうよろしいですね、審議事項に関して。

(なし)

○岡田座長代理 ありがとうございます。

それでは、本日の議題は全て終了させていただきます。活発なご議論をいただきましたことを深く感謝いたします。

最後に、事務局から何かありましたらお願いいたします。

○和田総務課長 本日は、貴重なご意見を多数賜りまして、ありがとうございました。

次回のこの検討会の日程と場所につきましては、改めて、追って調整させていただきます。ご案内をさせていただきたいと思っております。ご承知おき下さい。

○岡田座長代理 どうもありがとうございました。

それでは、本日はこれで終了とさせていただきます。

午後 2 時 5 2 分 閉会